



北九州医療・介護連携プロジェクト
とびうめ@きたきゅう
登録申出書関係マニュアル
(診療所用)



20200601時点

1. 登録申出書（声かけ→説明→送付窓口）の流れ

(1) 診察時

① 診療所が判断した患者さんに
※患者イメージは下記



② 登録申出書を説明、記入済みの登録申出書を預かる。
※登録は本人の意思です。

③ とびうめネット事務局に郵送。 ※タイミング、同封する枚数は任意

※保健福祉局地域医療課・各地区の在宅医療・介護連携支援センターに届けていただいても結構です。

※患者さんの具体的なイメージ

- 独居 ○ 老老世帯など介護力に不安がある ○ 多くの薬を服用している
- 複数の医療機関に通院している ○ 入退院を繰り返している ○ 病気をうまく説明ができない
- 人工栄養、嚥下、肺炎、骨折などを起こす恐れのある方
- その他各主体が必要と判断したもの



2. 登録できる方



- ① **市民（市内に住民票のある方）**ならOK
- ② **年齢制限なし**
- ③ **国保、後期高齢者医療制度以外（社会保険・生活保護）の方にも、登録を勧めてもらってOK!!**
 - ★ 本人情報と緊急連絡先 ➡ すぐに「とびうめ@きたきゅう」で情報が共有!!
 - ★ 医療・健診情報 ➡ 国保・後期高齢者医療制度に入った時から情報が共有!!
 - ★ 介護保険情報 ➡ 介護保険サービスを使い始めた時から情報が共有!!

※患者・利用者が**登録済みかの確認**は、「とびうめネット事務局（092-476-3809）」に連絡し、患者・利用者の「氏名、住所、生年月日、性別」を伝えることで確認できます。

3. 認知症の方などへの対応



★ 認知症等により意思決定能力が**欠けている**ケース

- ➡ 法定代理人（成年後見人等）が本人に代わって同意し、申出書を記入。

★ 認知症等により意思決定能力が**低下している**ケース

- ➡ 本人に**わかりやすい説明**をし、本人に同意いただく。

※本人に説明・申出書の受付を行うことと併せて、家族等への説明を行うと、後のトラブル防止につながります。

Q&A

Q 1. 登録申出書を提出後、医療機関で情報が見られるようになるまでどのくらいかかるか？

A 1. 記入後の登録申出書を区役所やケアマネジャーさんの事業所、医療機関などに提出していただくと**約2か月**で医療機関で情報が見られるようになります。また登録が完了しましたら、とびうめネット事務局から登録カードが届きます。
※詳しくは登録申出書を参照ください。

Q 2. 登録後に、患者本人がすることはあるのか？

A 2. 基本的に**ありません**。ただし、氏名、住所、緊急連絡先が変更になった場合は、とびうめネット事務局（092-476-3809）にご連絡するように伝えてください。
※詳しくは登録申出書を参照ください。

Q 3. 保険が変更になったり、かかりつけ医が変更になった場合、手続きは必要なのか？

A 3. **必要ありません**。国民健康保険、後期高齢者医療制度になると自動的に情報が提供されます。また、一度登録すれば、毎月自動的に新しい情報に更新されるので、飲むお薬が増えたり、かかりつけ医が変わっても自分で内容を変更する必要はありません。

Q 4. 市外の方が「とびうめ@きたきゅう」への申し込みを希望した場合、どうすればよいのか？

A 4. 「とびうめ@きたきゅう」の対象者は、北九州市民（住民票が北九州市にある方）です。市外の方には、これまでの「**とびうめネット**」**利用同意書**をご紹介ください。

登録申出書関係

【登録申出書 送付用封筒について】

- とびうめネット事務局に郵送する場合は「**送付用封筒**」をご利用ください。
※封筒が足りなくなった場合は、とびうめネット事務局に連絡いただくと、必要部数を送付いたします。

【登録申出書の複写版の扱いについて】

- 原本**：とびうめネット事務局まで送付ください。
説明者控：診療所で保管。不要の場合は、原本につけたまま「とびうめネット事務局」まで送付ください。
本人控：本人や家族に渡してください。

【登録申出書の追加・補充について】

- 登録申出書が足りなくなった場合は、**とびうめネット事務局**までご連絡ください。

★とびうめ@きたきゅうの事業の仕組み・登録申出書の受付に関する質問・相談・苦情対応は
保健福祉局地域医療課（093-582-2678）まで

★個々人の登録状況、システム・セキュリティについての質問・相談・苦情は
とびうめネット事務局（092-476-3809）まで